

自動車の表示に関する公正競争規約についての中古車に関する施行規則改正（案）の一部修正（案）

※左列「修正案(2023. 1)」の黄色アンダーラインが改正案に対する修正箇所

修正案(2023. 1)	改正案(2022. 6. 8 総会)	現行
第1条～第5条（略）	第1条～第5条（略）	第1条～第5条（略）
第6条 規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の規定により「販売価格」を表示する場合には、 <u>次の各号に定める車両価格に諸費用を加えた価格を表示しなければならない。</u>	第6条 規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の規定により「販売価格」を表示する場合には、 <u>次の各号に定める車両価格に諸費用を加えた額を表示するものとする。</u>	第6条 規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の規定により「販売価格」を表示する場合には、 <u>次のいずれかの方法により、</u> 表示するものとする。
(1) <u>車両価格とは、店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格で、展示時点で既に装着済の装備等を含む価格をいう。</u>	(1) <u>車両価格とは、店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格をいう。</u>	(1) 店頭において車両を引き渡す場合の消費税を含めた現金価格
(2) <u>諸費用とは、保険料、税金（法定費用含む。）、登録等に伴う費用（新規登録又は移転登録を行う場合の検査登録手続き代行費用及び車庫証明手続き代行費用）をいう。</u>	(2) <u>諸費用とは、保険料、税金、登録等に伴う費用をいう。</u>	(2) <u>前号に定める価格に</u> 保険料、税金、登録等に伴う費用 <u>等を加えた価格</u>
2 <u>前項に定める価格</u> は、「支払総額」の名称で表示するものとする。	2 <u>前項に定める価格</u> は、「支払総額」の名称で表示するものとする。	2 <u>前項第2号に定める価格</u> を表示する場合は、「支払総額」の名称で表示するものとする。
3 価格の説明 <u>(1)（削除）</u>	3 価格の説明 <u>(1)（削除）</u>	3 価格の説明
<u>(1) 第1項に定める価格を表示する場合は、車両価格及び諸費用を併記するとともに、価格には保険料、税金、登録等に伴う費用</u>	<u>(1) 第1項に定める価格を表示する場合は、車両価格及び諸費用を併記するとともに、価格には保険料、税金、登録等に伴う費用</u>	<u>(2) 第1項第2号に定める価格を表示する場合は、同項第1号に定める価格を併記するとともに、価格には保険料、税金、登録</u>

修正案(2023. 1)	改正案(2022. 6. 8 総会)	現行
が含まれている旨、及び当該価格は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である旨を表示するものとする。 (2) 次のいずれかの場合に該当するときは、前号に定める表示を省略することができるものとする。 ① 電波媒体による場合 ② 新聞の突き出し広告等、スペースの関係で表示が困難な場合 4～7 (略) 8 規約第 11 条第 1 項第 3 号及び第 2 項並びに第 3 項の「販売価格」を購入者に交付する書面に表示する場合は、当該書面に次に掲げる事項を併せて表示するものとする。 (1)～(2) (略) (3) 定期点検整備実施の有無 第 7 条～第 10 条 (略) 第11条 規約第11条第 1 項第 8 号及び第 2 項並びに第 3 項の「保証の有無」の表示は、「保証付き」又は「保証なし」と規約第11条第 1 項第3号及び第2項並びに第3項の規定に基づく「販売価格」に近接した箇所等に明瞭に表示し、それぞれ当該各号に定める条件に該当するものをいうものとする。	が含まれている旨、及び当該価格は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である旨を表示するものとする。 (2) 次のいずれかの場合に該当するときは、前号に定める表示を省略することができるものとする。 ① 電波媒体による場合 ② 新聞の突き出し広告等、スペースの関係で表示が困難な場合 4～7 (略) 8 規約第 11 条第 1 項第 3 号及び第 2 項並びに第 3 項の「販売価格」を購入者に交付する書面に表示する場合は、当該書面に次に掲げる事項を併せて表示するものとする。 (1)～(2) (略) (3) 定期点検整備実施の有無 第 7 条～第 10 条 (略) 第11条 規約第11条第 1 項第 8 号及び第 2 項並びに第 3 項の「保証の有無」の表示は、「保証付き」又は「保証なし」と規約第11条第 1 項第3号及び第2項並びに第3項の規定に基づく「販売価格」に近接した箇所等に明瞭に表示し、それぞれ当該各号に定める条件に該当するものをいうものとする。	等に伴う費用等が含まれている旨、及び当該価格は、登録等の時期や地域等について一定の条件を付した価格である旨を表示するものとする。 (3) 次のいずれかの場合に該当するときは、前号に定める表示を省略することができるものとする。 ① 電波媒体による場合 ② 新聞の突き出し広告等、スペースの関係で表示が困難な場合 4～7 (略) 8 規約第 11 条第 1 項第 3 号及び第 2 項並びに第 3 項の「販売価格」を購入者に交付する書面に表示する場合は、当該書面に次に掲げる事項を併せて表示するものとする。 (1)～(2) (略) (3) 定期点検整備実施状況 第 7 条～第 10 条 (略) 第11条 規約第11条第 1 項第 8 号及び第 2 項並びに第 3 項の「保証の有無」の表示は、「保証つき」又は「保証なし」と表示し、それぞれ当該各号に定める条件に該当するものをいうものとする。

修正案(2023. 1)	改正案(2022. 6. 8 総会)	現行
(1) 「保証<u>付き</u>」 ① 「保証<u>付き</u>」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の<u>車両</u>価格に含まれ、保証書が付いているものをいう。 ② 「保証<u>付き</u>」と表示する場合は、次に掲げる事項を付記するものとする。 ア 「保証の内容」及び「保証期間又は保証走行距離数」 イ 購入者には「保証書」の交付がある旨（規約第11条第2項及び第3項による表示にあつては省略できるものとする。） ③ 販売業者は、購入者には保証書を交付するものとする。 ④ 保証書とは、販売業者又は製造業者が自己の販売又は製造する自動車について、一定の条件の下に一定期間内に発生した故障に対して、主として無償修理する旨等を記載した書面をいう。 ⑤ 事業者は、保証書を作成する場合は、公正取引協議会の定める保証書作成要領に基づき作成するものとする。 ⑥ 販売業者は、購入者へ保証書を交付した日から保証満了日までの間保証書の写しを保存するものとする。	(1) 「保証<u>付き</u>」 ① 「保証<u>付き</u>」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の<u>車両</u>価格に含まれ、保証書が付いているものをいう。 ② 「保証<u>付き</u>」と表示する場合は、次に掲げる事項を付記するものとする。 ア 「保証の内容」及び「保証期間又は保証走行距離数」 イ 購入者には「保証書」の交付がある旨（規約第11条第2項及び第3項による表示にあつては省略できるものとする。） ③ 販売業者は、購入者には保証書を交付するものとする。 ④ 保証書とは、販売業者又は製造業者が自己の販売又は製造する自動車について、一定の条件の下に一定期間内に発生した故障に対して、主として無償修理する旨等を記載した書面をいう。 ⑤ 事業者は、保証書を作成する場合は、公正取引協議会の定める保証書作成要領に基づき作成するものとする。 ⑥ 販売業者は、購入者へ保証書を交付した日から保証満了日までの間保証書の写しを保存するものとする。	(1) 「保証<u>つき</u>」 ① 「保証<u>つき</u>」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の<u>現金</u>価格に含まれ、保証書が付いているものをいう。 ② 「保証<u>つき</u>」と表示する場合は、次に掲げる事項を付記するものとする。 ア 「保証の内容」及び「保証期間又は保証走行距離数」 イ 購入者には「保証書」の交付がある旨（規約第11条第2項及び第3項による表示にあつては省略できるものとする。） ③～⑥ （略）

修正案(2023. 1)	改正案(2022. 6. 8 総会)	現行
(2) 「保証なし」 ① 「保証なし」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の<u>車両</u>価格に含まれていないものをいう。 ② 「保証なし」と表示する場合において、有償で保証をつける場合又は新車保証の継承のために定期点検整備費用が必要な場合には、その旨を表示するものとする。 第12条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の「定期点検整備実施<u>の有無</u>」の表示は、次の各号に定めるところにより、<u>規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の規定に基づく「販売価格」に近接した箇所等に明瞭に表示するものとする。</u> (1) 販売業者が、<u>車両引渡し時までの間に定期点検整備を実施して販売する場合には、「定期点検整備付き」と表示するものとする。</u> ① <u>(削除)</u> ア <u>(削除)</u> ① <u>規約第11条第3項の表示においては、「整備実施時期」を付記するものとする。</u> ア～イ <u>(削除)</u>	(2) 「保証なし」 ① 「保証なし」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の<u>車両</u>価格に含まれていないものをいう。 ② 「保証なし」と表示する場合において、有償で保証をつける場合又は新車保証の継承のために定期点検整備費用が必要な場合には、その旨を表示するものとする。 第12条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の「定期点検整備実施<u>の有無</u>」の表示は、次の各号に定めるところにより、<u>規約第11条第1項第3号及び第2項並びに第3項の規定に基づく「販売価格」に近接した箇所等に明瞭に表示するものとする。</u> (1) 販売業者が、<u>車両引渡し時までの間に定期点検整備を実施して販売する場合には、「定期点検整備付き」と表示するものとする。</u> ① <u>(削除)</u> ア <u>(削除)</u> ① <u>規約第11条第3項の表示においては、「整備実施時期」を付記するものとする。</u>	(2) 「保証なし」 ① 「保証なし」とは、販売業者又は製造業者の保証に要する費用が第6条第1項第1号の<u>現金</u>価格に含まれていないものをいう。 ② 「保証なし」と表示する場合において、有償で保証をつける場合又は新車保証の継承のために定期点検整備費用が必要な場合には、その旨を表示するものとする。 第12条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の「定期点検整備実施<u>状況</u>」の表示は、次の各号に定めるところにより表示するものとする。 (1) 販売業者が、定期点検整備を実施して販売する場合には、<u>次の2つに区分し、表示するものとし、それぞれに定めるところによる。</u> ① <u>「定期点検整備あり（「済」）」</u> ア <u>販売業者が、販売（展示）時まで定期点検整備を実施して販売するものをいう。</u> イ <u>規約第11条第3項の表示においては、「整備実施時期」を付記するものとする。</u>

修正案(2023. 1)	改正案(2022. 6. 8 総会)	現行
② 購入者には点検整備記録簿等の交付がある旨を付記する(規約第11条第2項及び第3項による表示にあつては省略できるものとする。)とともに購入者に点検整備記録簿等を交付するものとする。 ③ 販売業者は、点検整備記録簿等の写しを自家用乗用車については作成の日から2年間、自家用乗用車以外については作成の日から1年間保存するものとする。 <u>② (削除)</u> (2) 前号に掲げる以外の中古自動車について、販売業者が販売する場合には、「定期点	② 購入者には点検整備記録簿等の交付がある旨を付記する(規約第11条第2項及び第3項による表示にあつては省略できるものとする。)とともに購入者に点検整備記録簿等を交付するものとする。 ③ 販売業者は、点検整備記録簿等の写しを自家用乗用車については作成の日から2年間、自家用乗用車以外については作成の日から1年間保存するものとする。 <u>② (削除)</u> (2) 前号に掲げる以外の中古自動車について、販売業者が販売する場合には、「定期点	ウ 購入者には点検整備記録簿等の交付がある旨を付記する(規約第11条第2項及び第3項による表示にあつては省略できるものとする。)とともに購入者に点検整備記録簿等を交付するものとする。 エ 販売業者は、点検整備記録簿等の写しを自家用乗用車については作成の日から2年間、自家用乗用車以外については作成の日から1年間保存するものとする。 ② 「定期点検整備あり(「納車時」)」 ア 販売業者が、販売時以降、車両引渡し時までの間に定期点検整備を実施して販売するものをいう。 イ 購入者には点検整備記録簿等の交付がある旨を付記する(規約第11条第2項及び第3項による表示にあつては省略できるものとする。)とともに購入者に点検整備記録簿等を交付するものとする。 ウ 販売業者は、点検整備記録簿等の写しを自家用乗用車については作成の日から2年間、自家用乗用車以外については作成の日から1年間保存するものとする。 (2) 前号に掲げる以外の中古自動車について、販売業者が販売する場合には、「定期点

修正案(2023. 1)	改正案(2022. 6. 8 総会)	現行
検整備なし」と表示するものとし、要整備箇所がある場合には、その旨を表示するものとする。 第13条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の規定に基づき「定期点検整備付き」と表示する場合は、第6条第1項第1号の「<u>車両</u>価格」に整備に要する費用を含めて表示するものとする。 <u>2 (削除)</u> 第14条～第17条 (略) 第18条 規約第12条第1項ただし書に規定す	検整備なし」と表示するものとし、要整備箇所がある場合には、その旨を表示するものとする。 第13条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の規定に基づき「定期点検整備付き」と表示する場合は、第6条第1項第1号の「<u>車両</u>価格」に整備に要する費用を含めて表示するものとする。 <u>2 (削除)</u> 第14条～第17条 (略) 第18条 規約第12条第1項ただし書に規定す	検整備なし」と表示するものとし、要整備箇所がある場合には、その旨を表示するものとする。 第13条 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の規定に基づき「定期点検整備あり（「<u>済</u>）」と表示する場合は、第6条第1項第1号の「<u>現金</u>価格」に整備に要する費用を含めて表示するものとする。 2 規約第11条第1項第9号及び第2項並びに第3項の規定に基づき「定期点検整備あり（「納車時」）」と表示する場合は、次に掲げる事項を当該各号に定めるところにより表示するものとする。 (1) 第6条第1項第1号の「現金価格」に整備に要する費用を含めて表示する場合 当該整備に要する費用が含まれている旨 (2) 第6条第1項第1号の「現金価格」に整備に要する費用を含めないで表示する場合 ① 当該整備に要する費用が含まれていない旨 ② 当該整備の費用の額 第14条～第17条 (略) 第18条 規約第12条第1項ただし書に規定す

修正案(2023. 1)	改正案(2022. 6. 8 総会)	現行
る規約第 11 条第 2 項及び第 3 項の場合における表示は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 走行距離計が取り替えられている車両 走行距離計が取り替えられている旨並びに取替え前及び取替え後のキロ数の表示を省略することができる。 (2) 走行距離数に疑義がある車両 走行距離数に疑義がある旨を省略することができる。 (3) 走行距離計が改ざんされている車両 走行距離計が改ざんされている旨を省略することができる。 (4) 定期点検整備実施の有無が「定期点検整備なし」で要整備箇所がある車両 「要整備箇所については尋ねられたい旨」の付記で代えることができる。 (5) 修復歴がある車両 「修復歴の部位については尋ねられたい旨」の付記で代えることができる。 2 販売業者は、規約第 12 条第 3 項に規定する書面の写しを、作成した日から 2 年間保存するものとする。	る規約第 11 条第 2 項及び第 3 項の場合における表示は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 走行距離計が取り替えられている車両 走行距離計が取り替えられている旨並びに取替え前及び取替え後のキロ数の表示を省略することができる。 (2) 走行距離数に疑義がある車両 走行距離数に疑義がある旨を省略することができる。 (3) 走行距離計が改ざんされている車両 走行距離計が改ざんされている旨を省略することができる。 (4) 定期点検整備実施の有無が「定期点検整備なし」で要整備箇所がある車両 「要整備箇所については尋ねられたい旨」の付記で代えることができる。 (5) 修復歴がある車両 「修復歴の部位については尋ねられたい旨」の付記で代えることができる。 2 販売業者は、規約第 12 条第 3 項に規定する書面の写しを、作成した日から 2 年間保存するものとする。	る規約第 11 条第 2 項及び第 3 項の場合における表示は、次の各号に定めるところによるものとする。 (1) 走行距離計が取り替えられている車両 走行距離計が取り替えられている旨並びに取替え前及び取替え後のキロ数の表示を省略することができる。 (2) 走行距離数に疑義がある車両 走行距離数に疑義がある旨を省略することができる。 (3) 走行距離計が改ざんされている車両 走行距離計が改ざんされている旨を省略することができる。 (4) 定期点検整備実施状況が「定期点検整備なし」で要整備箇所がある車両 「要整備箇所については尋ねられたい旨」の付記で代えることができる。 (5) 修復歴がある車両 「修復歴の部位については尋ねられたい旨」の付記で代えることができる。 2 販売業者は、規約第 12 条第 3 項に規定する書面の写しを、作成した日から 2 年間保存するものとする。
<u>第 19 条～第 21 条 (略)</u>	<u>第 19 条～第 21 条 (略)</u>	<u>第 19 条～第 21 条 (略)</u>